



平成23年9月3日（土）

国土交通省 関東地方整備局

甲府河川国道事務所

記者発表資料

台風12号に伴う降雨により
国道20号において通行止めを実施します。

【第3報】

台風12号に伴う降雨により規制雨量※に達したため、以下の区間において、通行止め（事前通行規制※）を実施します。

規制区間：国道20号【梁川】

場 所：山梨県上野原市四方津～大月市梁川町新倉間

延 長：約1.5km

規制開始：平成23年9月3日（土）

13時10分～

※規制雨量

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、規制区間ごとに連続雨量（降り始めからの雨量を合計したもの）で定めています。

※事前通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた規制雨量に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

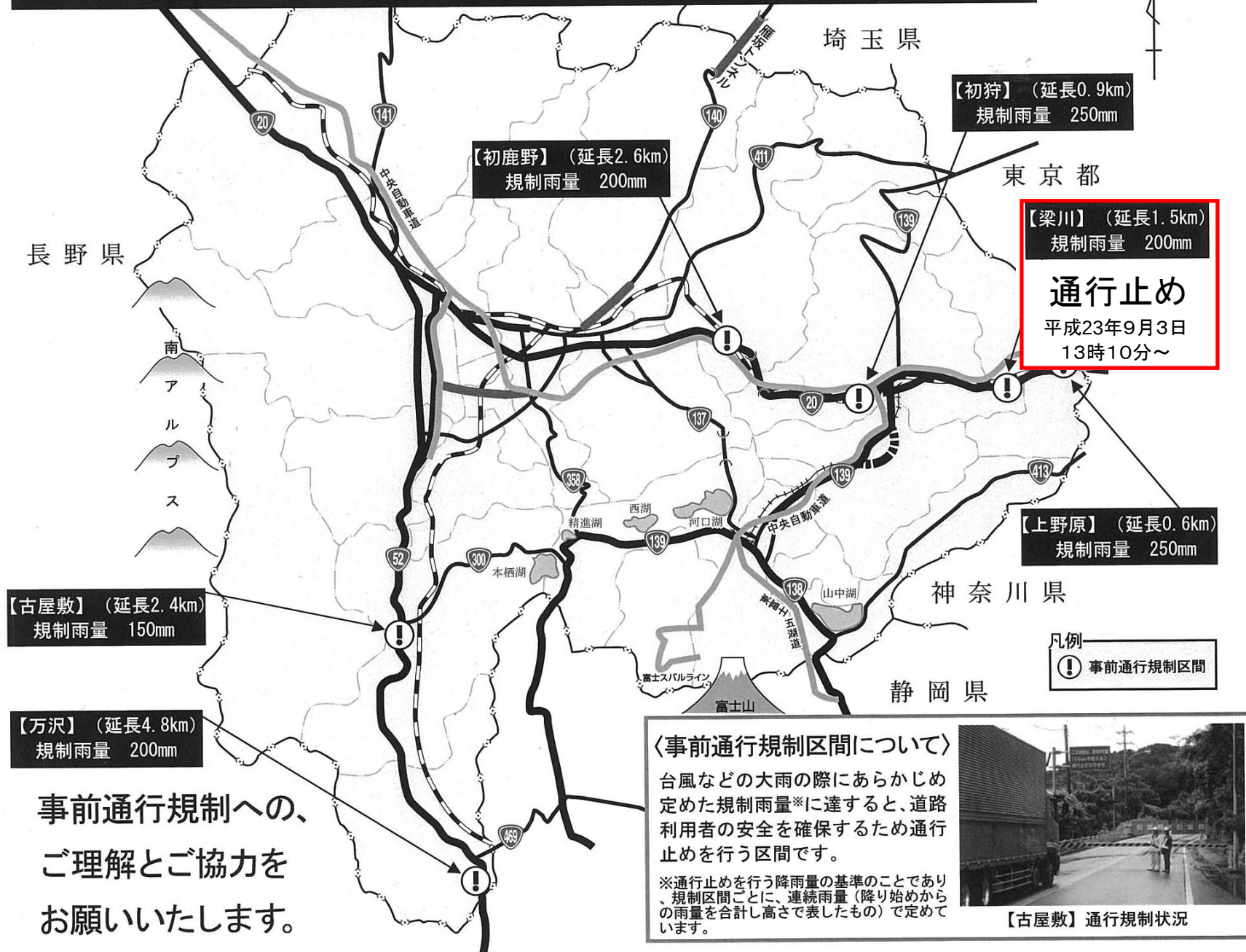
発表記者クラブ

山梨県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	
地域広報官（副所長）乙守 和人（おつもり かずと）	055-253-5684
道路管理第二課長 篠遠 富恵（しのとお とみえ）	同上

山梨県内の国道20号・52号の事前通行規制区間



事前通行規制への、
ご理解とご協力を
お願いいたします。